

横浜市立東希望が丘小学校 「緊急受け入れ」「校庭開放」変更点

■発熱し解熱した後にコロナウイルス感染が判明する例が出ていることから、児童が発熱して受診した際には、必ず学校へご連絡ください。また、ご家族がコロナウイルスに感染したことが分かったり保健所から自宅待機を指示されたりした場合にも、学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

■緊急受け入れ、校庭開放に関する変更

各ご家庭には、学校へのご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。東希望が丘小学校においては、これまで、児童を受け入れるための対応を行ってまいりましたが、緊急事態宣言と政府の専門家会議からの提言（4月22日）を受け、児童と教職員の感染防止の観点から、これまでの対応を再考し、変更することにいたしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

○子どもの感染予防の観点から

- ・学校にいる時間は、常にマスクを着用するようにします。（食事以外の時間全て）
- ・子ども同士の接触をこれまで以上に少なくするようにします。
- ・3密の状況になる可能性のある場はできる限りつくりません。

○職員の感染予防の観点から

- ・職員の人数を減らして対応します。

上記の内容と、これまでの緊急受け入れや校庭開放の現状から、具体的には下記のように変更します（重要な点については確認事項も含まれます）。

【緊急受け入れ】

★受け入れるのは「緊急」の場合のみです。改めてご確認ください。

【保護者の職業要件等】（「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業）児童の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での学習が困難な状況にある場合。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）② ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）③ 福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）④ 生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）⑤ その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等） |
|---|

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

- ・家庭に大人がいる場合、または、面倒を見ることができる年齢と、状況にある兄弟姉妹がいる場合、これまで通り学校での受け入れはいたしません。受け入れる条件に該当しないことが分かった場合、家庭へご連絡をして、迎えに来ていただき引き取っていただきます。
- ・自習を1日続けられる量の準備を確実に行ってきてください。
- ・登校は、正門のみで行います。必ず8時半までに登校してください。8時半を過ぎたら正門は施錠します。
- ・登校時、正門で受付を行います。その際、体温を記入した健康観察カードの提出と、マスクの着用を確認します。どちらかが無い場合、受け入れはいたしません。これまで通り、体調不良や発熱があった場合も、受け入れはできません。（家庭にマスクが無い場合には、事前にご相談ください）
- ・休み時間の校庭使用時は、マスクを着用したうえで、物を共有する遊びは行わないようにします。（遊具や集団でのボールなどは使用しません。状況によっては休み時間の縮小も考えます。）

【校庭開放】

- ・時間を区切った校庭開放は、屋外とは言え多くの児童が密になる状況が心配されることから、以下のことを厳守することを条件に、継続いたします
 - ※必ずマスクを着用すること（家庭にマスクが無い場合には、事前にご相談ください）
 - ※体を動かすための開放であることから、距離を保って活動し、会話はできる限りしないこと
 - ※物を共有する遊びは行わないこと（遊具は使用不可。一人で遊べる道具（縄跳びや持参したボールなど）は可）